

議案第三十三号

港区個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行による生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部改正に伴い、条例で引用している給付金の名称を変更するため、本案を提出いたします。